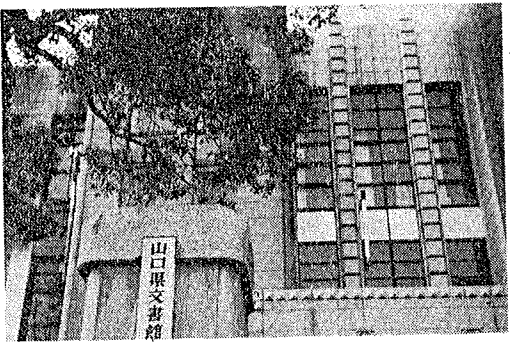


山口県文書館のあゆみ

一 文書館構想の発端

山口県文書館誕生の発端は、昭和二十七年一月二十八日に防府市多々良の毛利元道氏(旧萩藩主の家)から、藩政時代の公文書記録の宝庫である「毛利家文庫」が山口県に正式寄託され県立山口図書館の三階で開庫されたことに始まると言えよう。



ついで翌二十八年十一月二十九日には山口県内の新しい地方史研究を志す者で「山口県地方史学会」が結成された。同学会は三十年五月十日の総会で、山口図書館所蔵の郷土資料の管理と公開利用の効率化を望み「山口県史料館(仮称)」の設置を要望する決議を採択

し、県関係当局に対して強く要請されたのである。こうした図書以外の原史料取扱い方法に対処できる施設として、当時の鈴木賢祐山口図書館長は欧米諸国において発達している「Archive」文書館の理念を採り入れることが適切であるとの構想を持っていた。

たまたま三十二年一月十二日に山口地方教育関係者新年懇話会があった、今回は佐野友三郎山口図書館初代館長および佐久間久吉山口博物館初代館長らの業績を偲ぶ行事が中心となっていたので、その席上において鈴木館長は小沢太郎知事に「山口県文書館」を設置されてはとの意見構想を具申し、小沢知事もこれに賛意を表された。

そこでこの山口県文書館構想を更に具体化させるため、二月四日に山口図書館企画委員会のメンバーに当時の佐波分館長田村哲夫司書と県社会教育課の臼杵華臣主事を加え、第一回の県文書館構想を話し合う会が発足した。

やがて文書館建設計画の輪郭もまとまってきたので、三十二年十月二日に藤本菊二県教育長らと予算化について打合せを行ない、翌三十三年二月十七日には三十三年度予算の知事査定において、山口図書館書庫の増築と山口県文書館設置に要する予算が認められた。そして三月二十五日の定例県議会で議決され、書庫建設工事費(一、四二〇万円)、本館改修費(四六万八千円)、郷土資料室毛利家文庫整備費(二〇〇万円)が予算化され、文書館設置は確定的なものとなった。

ついで山口図書館では同月発行の『山口図書館だより』(六ノ

四)に目下の「山口県文書館の構想」なるものを発表した。その内容は、(一)文書館設置理由と目的、(二)文書館の機能と施設(図書館と併立した独立の館舎案)、(三)文書館の業務内容と職員配置(館長一、主事一、専門職員五、助手五、合計一二名案)、(四)文書館に引継ぐべき見込の文書記録の種類及び現在量(九九三、三九九点)の四項目に分けて説明している。この構想が最初に公表された設置案であつて、将来構想も含めて描かれているので現時点でも一応参考とすべき構想である。

こうした文書館設置の実現化を目指して三十三年七月八日から「文書館設置条例草案」の館内検討会を行ない、更に同月十四日には文書館の設置と運営の構想について、県教育庁総務課光永淳係長・同社会教育課兼清正徳係長および図書館内小委員会メンバーが集まって研究討議を重ねたのである。

なお同年八月五日には米國ワシントン滞在中の小沢知事に、鈴木館長から米国立文書館を是非見学してきて欲しいとの依頼状を書き送った結果、早速同二十六日付で小沢知事から米國の文書館も視察したとの返信が届き、知事の熱意に関係者一同は感激した。

二 文書館の設置

こうした二年以上にわたる文書館構想実現の努力を積み重ねてきた結果、三十四年二月二十日には「山口県文書館設置条例案」が県教育委員会で可決され、ついで三月十六日には通常県議会で議決されて成立し、同月二十五日には「山口県文書館規

則案」も県教育委員会で可決された。そして三十四年三月三十一日には山口図書館書庫増築起工式および山口県文書館開館式を挙行して「山口県文書館」の新しい標札が山口図書館の標札と並んで藤本県教育長の手で掛けられ、翌四月一日からは「山口県文書館設置条例」と「山口県文書館規則」が施行され、名実ともに山口県文書館は発足したのである。その全文は次のとおりであつた。

山口県文書館設置条例をここに公布する。

山口県条例第四号

山口県文書館設置条例

(設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき、山口県の行政、産業、社会、習俗等に関する文書及び記録を適正に管理するとともに、これらの活用を図り、もつて文化の発展に寄与するため、文書館を置く。

(名称及び位置)

第二条 文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県文書館	山口市

第三条 文書館に、次の職員を置く。

- 一 館 長
- 二 主 事
- 三 技 師
- 四 その他必要な職員

(職務)

第四条 館長は館務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受けて館務に従事する。

(地方調査員)

第五条 館長は、地方に所在する文書を調査するため必要があるとき、当該地方に地方調査員を置くことができる。

2 地方調査員は非常勤とし、学識経験者の中から館長が委嘱する。

(職 制)

第六条 文書館に、次の係を置く。

- 一 総務係
 - 二 業務係
- 2 係の分掌事項は、館長が定める。

(代行)

第七条 館長に事故あるときは、あらかじめ館長が指定した職員が、その職務を代行する。

(開館日)

(教育委員会規則への委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理、運営その他必要な事項は、山口県教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

山口県文書館規則をここに公布する。

昭和三十四年三月三十一日 山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県文書館規則

(目的)

第一条 この規則は、山口県文書館設置条例(昭和三十四年三月山口県条例第四号)第三条の規定に基づき、山口県文書館(以下「文書館」という。)の管理及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第二条 文書館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 文書の利用に関すること。
- 二 文書を収集し整備し及び保存すること。
- 三 文書の目録、索引、解題及び定本の作成頒布を行うこと。
- 四 文書に関する専門的な調査研究を行うこと。
- 五 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行うこと

山口県文書館の沿革

第八条 文書館は、次の各号に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 国民の祝日
- 二 日曜日
- 三 年末年始（十二月二十九日から翌年一月三日）
- 四 ばく涼期間（秋季二週間以内）
- 五 その他、館長が特に必要と認める日

（開館時間）

第九条 文書館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、土曜日は午前九時から正午までとする。

2 前項の開館時間は、館長が特に必要と認めるときは、これを伸縮することができる。

（文書の収集）

第十条 文書館が行う文書の収集は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 山口県の議会若しくは執行機関又はこれらの管理に属する機関からの受入
- 二 公共団体その他の団体並びに個人からの寄贈及び寄託又は購入
- 2 前項各号において原本により難い場合には、その複製又は複製による。

（利用の手続）

第十一条 文書館の文書又は施設を利用しようとする者は、別に定めるところにより、所要の手続を経なければならぬ。

らない。

（その他）
第十二条 この規則の施行について必要な事項は教育長の承認を得て、館長が別に定める。

付 則

この規則は昭和三十四年四月一日から施行する。

ところが山口県文書館生みの親であった鈴木図書館長はわが国最初の文書館誕生を確認した日の四月一日付で退職され、東洋大学図書館学科主任教授として転任、新たに上村忠治防府市立図書館長が山口図書館長に就任した。

三 文書館の年度別あゆみ

三十四年度 四月一日山口県文書館は設置されたのであるが、まだその職員の発令を見ず、山口図書館職員の一部が文書館業務を代行していた。三十四年十月一日に至り初めて文書館職員としての辞令が次の四名に発令された。すなわち上村忠治山口図書館長が初代の文書館長を兼任し、長尾誠同館総務係長と徳田茂同館主事とが文書館主事を兼任、石川卓美同館運用係長が文書館主事に専任され、山口県文書館の業務は専任職員一名の姿でスタートしたのであった。

なお十二月十八日には山口図書館書庫増築工事の竣工式が行われ（総工事費三千万円）、山口図書館から文書館へ引継ぐ文書記録類の移動作業に入り、三十五年一月一日付で広田暢久

も軌道に乗ってきた。

（豊浦町立豊洋中学校教諭）が文書館主事に専任されたので、図書館側の田村司書と広田主事との間で膨大な史料群の引継ぎ業務が推進され、旧書庫二層と新書庫一層を文書館書庫に充てて収納した。

三十六年度 以前から文書館業務に対し応援の形であった田村哲夫山口図書館司書は、この四月一日から文書館主事に併任され、文書館への勤務が明確にされた。同日付で森田良吉（平生町立習成中学校教諭）が同館主事に専任された。六月一日には小川康子が雇として新採用になり、文書館初の女性職員となった。この結果、文書館の職員構成は、館長一（兼）、主事三（兼二、併一）、主事三（専）、雇一（専）の合計八名となり、専任主事三、併任主事一、雇一の計五名が図書館三階の文書館事務室で日常業務に当たった。

文書館が発足した最初の継続出版事業として『防長風土注進案』の完全複製に踏みきった。この史料は幕末期における萩藩領内の町村実態調査書とも言えるべきもので、三九五冊の原本を二二巻に印刷し、五カ年計画で四月から予約募集を始めた。今年度は次の二冊を刊行した。

発行年月日

配本	書 名	発行年月日
1	防長風土注進案12	山口宰判上 昭35・11・30
2	〃	吉田宰判 〃36・3・10

史料収集面では三十五年五月十日から文書館へ県庁の公文書記録類の移管が始まり、七月二十五日には文書館への史料寄託第一号として、中世の豪族三浦家の文書（大日本古文書家わけ第十四収録）が三浦家代理人三浦三郎氏（山口市相良小路）から寄託された。また八月には阿武真人家文書（美祢市西厚保）が寄贈、十二月二十九日には柳原禎彦家文書（美和町坂上）が寄託されるなど、文書館への理解が高まるとともに史料の収集

六月十五日に『山口県文書館概要』を作成して刊行した。その内容は、(一)設置、(二)機構、(三)運営と業務、(四)史料の四項目にまとめたもので、二七頁の小冊子ではあるが、文書館設置以前の歴史的事情から、以後の業務のあゆみと反省を兼ねて、世に山口県文書館を紹介したものである。

十月三十日から一週間にわたって山口県政発足九〇年を記念する「明治初期県政史料展」を開催し、内容を九部門に分けて展示するとともにその目録を出版し、なおその期間中には「文書館運営懇談会」を開催して一般利用者からの意見・希望などを聴取したこともあった。

配本	書名	発行年月日
3	防長風土注進案1	昭36・6・15
4	"	"
5	"	"
6	"	"
7	"	"
13	舟木宰判	昭36・8・31
15	山口宰判下	昭36・11・10
17	大島宰判下	昭36・12・10
18	美祢宰判	昭37・1・31

史料の収集関係では、藩医日野宗春の遺族である日野稔彦家（宇部市沖宇部、日野巖氏長男）の史料が四月二十日に寄贈され、五月十五日には山口市秋穂二島出身の藩士塩田家の遺族塩田世綱氏（東京在住）史料が寄贈され、また五月十六日付で県出身の元総理大臣田中義一長男田中竜夫氏（元山口県知事）も義一関係文書一切を寄託された。

三十七年度 四月一日付で利岡俊昭（早稲田大学大学院卒）が当館主事に新採用され、職員数は九名となり、専門的職員は五名に増員されて、防長風土注進案出版事業は後述の通り更に進展をつづけた。

展覧会の開催としては、十一月五日から九日まで学制頒布九〇年を記念し「山口県教育史料展」を開き、内容を五部門に分けて展示すると共に、その解説目録も同時に出版した。

なお今年度からは文書館利用者に対する基本的サービスの一つである史料解説目録の作成に取り掛り、三十八年三月三十日付でまず『山口県文書館史料目録一毛利家文庫目録第一分冊』を刊行した。

配本 書名

発行年月日

8	防長風土注進案3	昭37・4・20
9	"	"
10	"	"
11	"	"
12	"	"
18	奥山代宰判	昭37・6・30
19	前山代宰判	昭37・9・20
20	前大津宰判	昭37・9・20
21	上関宰判上	昭37・12・10
22	先大津宰判	昭38・2・10

史料収集面では、八月八日に徳山毛利家の遺族の毛利就華氏（東京在住）から徳山の同家倉庫内に取められていた徳山藩政時代の文書記録類三万点余が寄託されることとなったので、職員全員で九月六日に当館へ搬入を完了した。また六月には平生町佐合島の旧家佐川助三郎家文書も寄託申込みがあったので当館へ搬入した。

このほか今年十二月十四日から初めて年末における県庁行政資料の収集を開始し、全職員が手わけをして県庁各課から直接に資料を収集してくる方法をとった。このことは県庁内でも文書館の存在を知らなかった職員に対してPRともなり、資料の散逸防止策ともなることを痛感した。

三十八年度 県の公文書取扱いに対する法的措置として、四月一日に「山口県文書取扱規程」が改正され、今後は保存文書を山口県文書館へ引き継ぐことができるよう明文化されたので、一年一回は自動的に必ず公文書廃棄等の場合にチェックできることとなった。その規程の内容は次のとおりである。

山口県文書取扱規程

昭和三十八年四月一日改正

第四十五条 文書課長は、その保存に係る文書のうち、山口県文書館（以下「文書館」という。）に引き継ぐことが適当であると認めるものがあるときは、館長と協議の上、これを文書館に引き継ぐことができる。（昭和三十八年訓令一、追加）

文書事務取扱要領

（引き継ぎおよび廃棄処分）

11 文書の文書館への引き継ぎおよび廃棄処分は原則として年一回行なうものとする。

今年山口県において第十八回国民体育大会が開催されることとなったので、当館でもこの全県的行事に協賛し、他県からの来訪者のために「目で見る山口県の歴史展」を十月二十五日から十一月三日まで開催した。そしてその展覧内容を写真に収め、解説をつけた小冊子『目で見る山口県の歴史』を発行して観覧の手引とした。

本年度の防長風土注進案の出版は次のとおりである。

配本	書名	発行年月日
13	防長風土注進案6	昭38・6・30
14	"	"
15	"	"
16	"	"
7	上関宰判下	昭38・8・31
8	熊毛宰判	昭39・1・31
9	当島宰判	昭39・1・31
10	都濃宰判	昭39・3・10

史料の収集関係では、七月十九日に糸永健次郎氏（松山市北柳井町）を通じ旧吉敷毛利家文書が寄託され、十月には山口市古熊の旧家河野通則家文書が寄贈、更に十二月十九日に旧藩士

山口県文書館の沿革

山内家文書（大日本古文書家わけ第十五収録）が遺族の山内陸郎氏（大分市在住）から寄託された。また三十六年度に当館へ日野宗春関係史料を寄贈された日野稔彦氏に八月七日付で紺綬褒章の受賞があったので十二月九日その伝達式を行ない、また前年度に搬入を完了した徳山毛利家文書の正式の寄託式を三十九年一月六日に挙行了した。

三十九年度 三十九年三月二十六日に「山口県文書館条例」が新たに公布され、四月一日から施行されることとなった。また「山口県文書館規則」も全面改正となり四月一日公布され、今後はこの新条例・新規則で運営することとなったので、煩さではあるが全文を載せておく。

山口県文書館条例をここに公布する。

昭和三十九年三月二十六日

山口県条例第五十六号

山口県文書館条例

（設置）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録（以下「文書」という。）を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 前条の文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県文書館	山 口 市

(業務)

第三条 山口県文書館(以下「文書館」という。)は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- 一 文書の利用に関すること。
- 二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。
- 三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行なうこと。
- 四 歴史の編さん及び配布を行なうこと。
- 五 文書に関する専門的な調査及び研究を行なうこと。
- 六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行なうこと
- 七 文書の展示及び文書に関する講習等を行なうこと。

(職員)

第四条 文書館に館長、事務職員その他の職員を置く。

(開館日)

- 第五条 文書館は、次の各号に掲げる日を除き、毎日開館する
 - 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める日
 - 二 日曜日及び月末整理日

- 三 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで
- 四 ばく書期間(春季及び秋季においてそれぞれ一週間以内の期間とする。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、館長が特に閉館の必要があると認める日

(開館時間)

第六条 文書館の開館時間は、九時から十七時までとする。ただし、土曜日は、九時から十二時までとする。

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(文書の収集)

第七条 文書館は、次の各号に掲げるところにより文書の収集を行なう。

- 一 山口県の議会若しくは執行機関又はこれらの管理に属する機関からの受入れ
- 二 公共団体その他の団体並びに個人からの寄贈及び寄託又は購入
- 2 前号各号において原本により難い場合には、その複製又は複製による。

(利用の手続)

第八条 文書館の文書を利用しようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

(資料の弁償)

山口県教育委員会規則第七号
山口県文書館規則
山口県文書館規則(昭和三十四年山口県教育委員会規則第一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県文書館条例(昭和三十九年山口県条例第五十六号)に定めるもののほか、山口県文書館(以下「文書館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(分課)

第二条 文書館に次の係を置く。

- 総 務 係
- 業 務 係

(分掌事務)

第三条 係の分掌事務は、次のとおりとする。

総 務 係

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 職員の身分、服務、研修、福利厚生及び健康管理に関すること。
- 三 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- 四 予算経理に関すること。
- 五 建物その他の公有財産の管理に関すること。
- 六 文書館内の取締りに関すること。
- 七 広報に関すること。

第九条 前条の規定により文書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、文書館の文書を亡失し、又は損傷したときは、館長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならぬ。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(利用の取消し)

第十条 館長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、文書の利用を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則等に違反したとき。
- 二 館長の指示に従わないとき。

(その他)

第十一条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 山口県文書館設置条例(昭和三十四年山口県条例第四号)は、廃止する。

山口県文書館規則の全部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十九年四月一日 山口県教育委員会

- 八 類縁機関、関係研究機関等との連絡に関すること。
- 九 その他係の主管に属しない事項に関すること。

- 員」という。)を指揮監督する。
- 2 職員は、上司の命を受けて文書館の事務に従事する。

業務係

- 一 文書の収集及び分類に関すること。
- 二 文書の整備及び保存に関すること。
- 三 文書の目録、解題、年表、索引、定本の作成及び配布に関すること。
- 四 歴史の編さん及び配布に関すること。
- 五 文書の管理及び授受に関すること。
- 六 文書に関する専門的な調査研究に関すること。
- 七 利用者に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 八 文書に関する展示会、講習会等の企画及び立案に関すること。

- (地方調査員)
- 2 地方調査員は、非常勤とし、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 地方調査員は、地方に所在する文書の調査を行なう。

- 四 歴史の編さん及び配布に関すること。
- 五 文書の管理及び授受に関すること。
- 六 文書に関する専門的な調査研究に関すること。
- 七 利用者に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 八 文書に関する展示会、講習会等の企画及び立案に関すること。

- 第七条 この規則に定めるもののほか、文書館の運営について必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。これを改正しようとするときも、また同様とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第四条 文書館に次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 館長
- 二 主事
- 三 主事補
- 四 庁務員

2 前項第一号及び第二号に掲げる職員は事務職員のうちから同項第三号及び第四号に掲げる職員は事務職員及び技術職員以外の職員のうちから教育委員会が命ずる。

(職務)

第五条 館長は、文書館の事務を総理し、所属職員(以下「職

- 17 防長風土注進案9 三田尻宰判上 昭39・5・31

18	〃	〃	11 徳地宰判	〃 39・7・20
19	〃	〃	21 奥阿武宰判	〃 39・9・20
20	〃	〃	14 小郡宰判	〃 39・12・10
21	〃	〃	10 三田尻宰判下	〃 40・3・10

史料収集関係では、三十六年度に当館と山口博物館の両館に寄附された塩田家文書と武具類の旧蔵者塩田世綱氏に対し、五月二日付で紺綬褒章が授賞された。また四十年一月一日付で柳井市和町の小田春野家文書と、上関町室津の吉田文熊家文書の寄贈が申込みれ、二月十二日には光市立野の旧領主清水忠俊家(清水宗治の子孫)から清水家文書および難波家(黒川隆夫氏所蔵)文書の寄託があった。

四十年度『山口県政史』を編集し、四十五年度に出版する計画のもとに、当館と県広報課・社会教育課との三者による第一回会合を五月七日に持ち、まず企画と編集の委員会についての構成を話し合い、順次会合を重ね、四十一年二月二十二日に第一回企画委員会を、三月十七日に第一回編集委員会を開いた。そして企画委員長には副知事を、委員には総務部長・企画部長・県会事務局長・教育長・警察本部長の県側委員を当て、学識経験委員には福尾猛市郎(広大教授)・三坂圭治(山大教授)・岩根保重(元県立医大教授)・小林茂(下関市立大助教授)・石川卓美(県文書館嘱託)を充て、また広報課長と社会教育課長が参与として参画した。編集委員会は右の学識経験委員・参与および文書館職員が編集員となって構成された。

人事面では文書館設置当初からの専任職員であった石川卓美

主事が四月一日付で退職したが、以後も引続き当館の嘱託として留まることがとなった。図書館司書との併任であった田村哲夫主事は六月一日から文書館主事に専任することとなった。六月一日には山口県教育委員会規則第十三号で「山口県文書館規則」の一部が改正された。これは職員の項の次に「前項に掲げる職員のほか、必要があると認めるときは、主任主事を置くことができる」との条項が挿入されたためであるが、文書館には別に主任主事は置かれなかった。六月二十九日には「山口県教育委員会事務局文書取扱規定」が改正、七月一日から施行されたが、これは三十八年度に県文書取扱規程が改正されたのと同様で、保存文書は山口県文書館へ引き継ぐことができることを規定したもので、ここに県・県教育委員会ともに文書館へ対しての公文書取扱いの法的措置が講ぜられたわけであって、その規定は次の通りである。

山口県教育委員会事務局文書取扱規定 四十年六月二十九日第三十九条 (保存及び引き継ぎ)

- 2 文書取扱主任は、その保存に係る文書のうち、山口県文書館(以下「文書館」という。)に引き継ぐことが適当であると認めるものがあるときは、館長と協議の上、これを文書館に引き継ぐことができる。(四十年七月一日から施行)

22	豊浦藩村浦明細書	発行年月日	昭40・11・10
23	防長風土注進案研究要覧		〃 41・3・30

今年度は三十五年度以来の『防長風土注進案』出版完結の年であり、新たに『山口県政史』出版の準備へと一歩を踏み出した年でもあって、将来の文書館行政がわが国に定着することを願って『文書館ニュース』一号を九月二十日に発行した。

また併せていっそう積極的に文書館を紹介するため『山口県文書館案内』も印刷し、右の注進案二十二回配本に当たる『豊浦藩村浦明細書』とともに全国に配布した。

なお『防長風土注進案』に対する研究要覧も多くの研究者から強く要望されていたので、単なる付録的なものでなく、実のある研究物として全職員が努力をこらして一冊にまとめあげた。こうして四十一年三月三十日付で全二十三巻にわたった『防長風土注進案』出版事業は完結した。

史料収集面では十月二十五日に県出身の吉田祥朔氏（東京在住）から永年収集した史料が寄贈され、吉田氏の雅号によって『吉田樟堂文庫』として収蔵することとなった。また十一月十二日には下関市六連島漁業協同組合から同島の漁業関係史料が寄贈された。

四十一年度 四月一日付で大原立美館長（二代）は県立都濃高等学校校長に転任し、新たに県立宇部商業高等学校教頭兼清正徳が文書館長心得（四十二年四月一日付で文書館長となる）として就任した。文書館は三代館長にして念願の専任館長システムが実現したので、ここに実質的な初代館長が生まれたと言える。さらには五月十日に文書館は廳に指定され、出納権を持つこととなった。

資料の整理を促進し、執筆段階に入った。また『萩藩閩閩録』の方は第二巻を四十三年三月三十日付で出版した。なお『文書館ニュース』三号を四十二年九月五日に発行した。

史料収集では去る三月七日逝去の山口県地方史学会会長御園生翁甫氏（防府市植松）遺蔵の史料群が八月にマス未亡人から寄贈され「御園生文庫」として収納した。

なお、この年から文書館単独の行政監査がおこなわれるようになった。

四十三年度 四月一日付で「山口県文書館規則」の一部を改正して専門的職員の名称を専門員と定めた。同日付で森田良吉主事は県立防府高等学校へ転出し、後藤忠盛（美祢市立城原小学校教諭）と渡辺基（県立南陽工業高等学校教諭）および布引敏雄（大阪大学大学院卒）の三名が専門員として就任した。

今年度の県政史は四十三年八月二日に企画委員会を、四十四年二月二十一日編集委員会を持って、新しい文書館職員を加えての執筆態勢や、素原稿の相互検討、執筆用語例の検討など本格的な執筆作業にとりかかった。

閩閩録は諸般の事情で校訂作業が遅延し、第三巻の印刷は翌年度繰り越しとなった。

史料収集では四十四年三月一日に旭村明木の旧家滝口家旧蔵の「明城文庫」中で、特に郷土資料関係のものが寄贈され、また同日には豊北町田耕の林幸藏家文書、三月六日には山口市石観音の田村照子所蔵の教科書類多数が寄贈された。

なお『文書館ニュース』四号は四十四年二月二十五日に発行し

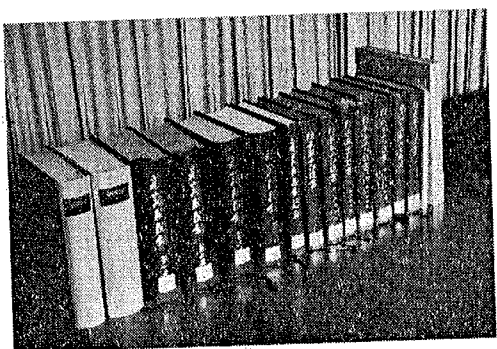
今年度の文書館事業としては、県の明治維新記念事業の一環としての『山口県政史』の編集と、『萩藩閩閩録』刊行の開始が二大事業となった。閩閩録は毛利家臣団所蔵の古文書類を複製しようとするもので、四月から予約募集を開始し、四十二年三月三十日付でその第一巻を八一〇部刊行した。

五月十八日には四十一年度全国公共図書館研究会（郷土の資料部門）を山口図書館と協力して開催した。その主テーマは「図書館は文書館問題をどう考えるべきか」であった。参加者ら一三三名が三日間にわたって熱心に討議し、今後の文書館運動に示唆するところがあった。またこの研究会に配布のため『文書館ニュース』二号を五月十日に発行した。

十月二十五日には明治維新の志士大村益次郎の孫大村泰敏氏（東京在住）から益次郎関係文書の寄託を受けた。さきに完結した『防長風土注進案』の編集につくした功績によって西日本新聞社が、四十一年十一月三日の文化の日に、その編集スタッフ（三坂圭治・石川卓美・田村哲夫・広田暢久・森田良吉・利岡俊昭）に対し「西日本文化賞（第二十五回）」を贈った。

四十二年度 まず人事面の異動では、四月一日付で国守進（県立山口中央高等学校教諭）が文書館主事に、藤重豊（和歌山県立新宮高等学校教諭）が文書館主事に就任し、四月二十日付では小川康子主事補が教育庁総務課へ転出したあと、駒崎富士子（県教育研修所主事）が文書館主事となった。

今年度の『山口県政史』編集事業では戦後県庁公文書や行政



た。

四十四年度 四月一日付で「山口県文書館規則」の一部が改正され、当館の専門員は行政職から研究職身分に切り替えられ、その名称も研究員と改められ、さらに「前項に掲げる職員のほか、必要があると認めるときは、専門研究員又は主任主事を置くことができる」と改正された。この結果同日付で、田村・広田・国守の三専門員が専門研究員となり、利岡・

渡辺・後藤・藤重・布引の五専門員が研究員となった。また北川健（県立山口中央高等学校教諭）と戸島昭（県立岩国高等学校講師）の兩名が研究員として同日付で就任した。さらに四十五年一月二十日には吉本一雄（県立小野田工業高等学校講師）が新たに研究員に加わった。

こうして今年度の文書館職員構成は館長一、専門研究員三、研究員八、主事一の計十三名となり、県政史要員は当初の計画通り充足され、四十五年出版完了への見通しに明るい希望を

持たせた。また県政史の執筆参考史料とするため歴代知事・県議員等の家蔵史料の調査も積極的に行ない、初代県会議長吉富簡一関係文書をマイクロ複製するなどした。

閩関録は四十五年三月三十日付で第三巻を出版し、姉妹篇の寺社証文および閩関録遺漏の校訂作業にも取りかかった。

今年度の目ぼしい収集史料としては、七月十日に山口市御堀の高津護家文書が寄託され、九月一日には徳山毛利家老奈古屋家文書が宇部市小野地区瀬戸の井上氏を通じて寄託された。

四十五年度 藤重豊研究員は四月一日付で岩国高等学校へ転出し、新たに山根勝（県立柳井高等学校教諭）が当館の研究員に就任した。

六月一日県教育委員会行政組織規則が公布され、今後は文書館の規則もこれに含まれることとなった。

今年度の文書館としての朗報は、先年来から要望していた研究機関指定のことである。四十五年四月十一日付の官報に、地方公共団体が設置する施設中、山口県文書館が日本育英会法施行令の規定による研究所として四月七日付で指定（文部省告示一九二号）されたことが掲載された。

四十一年度から発足した『山口県政史』編集事業も最終年度を迎え、四十六年三月三十一日付で上下二巻を完結し、『秋藩閩関録』も四十一年度から複刻を開始し、これまた最終年度である四十六年三月三十日付で第四巻と第五巻に当る『秋藩閩関録遺漏』との二巻を完結した。『文書館ニュース』は五号を四十五年五月十日に発行した。

なお山口図書館の館舎新築計画にともない、当館もやがて新たな装いのもとで、すべてを新しく再出発する段階に至った。四十六年度 『秋藩閩関録』『山口県政史』の二大記念事業の終了にともなうて、四月一日付で広田暢久専門研究員が秋穂町立秋穂中学校へ、利岡俊昭研究員が県立田部高等学校へ、渡辺基研究員が県立佐波高等学校へ、後藤忠盛研究員が美祿市立重安小学校へ、戸島昭研究員が県立宇部工業高等学校へ、山根勝研究員が県立岩国高等学校へとそれぞれ転出し、新たに梅田正（県立宇部工業高等学校教諭）と小山良昌（県立佐波高等学校教諭）の両名が文書館研究員に就任し、職員構成は館長一、専門研究員二、研究員五、主事一、合計九名となった。

このスタッフによって、これまでの特別事業のために遅延した史料整理を今年度の主要業務とし、中絶していた所蔵史料目録を続刊するため『毛利家文庫目録第三分冊』の作成と、ついで来るべき山口県史編集のための基礎史料となる『山口県史料集』の古代篇の編集に着手した。

六月七日から一週間にわたって文部省主催の「第十七回近世史料担当職員講習会（西日本地区）」が当館を会場として開催され、受講者は四十名であった。また七月一日付で待望の地方調査員制度が発足し、第一年次として玖珂地区は桂芳樹（前岩国徴古館長）、豊浦地区は伊藤忠芳（阿川八幡宮宮司）、松本二郎（前萩文化研究会会長）の三名が委嘱された。

（田村）